

【 添付書類の事前準備についてのお願い 】

現況届のオンライン申請手続きでは、手続きの途中で「添付書類（証明書など）のアップロード」が必要となります。手続きをスムーズに進めていただくため、オンライン申請を開始する前に、以下の内容をご確認のうえ、必要書類のデータをご準備ください。

なお、令和8年4月1日以降に証明書類を提出済で、内容に変更がない方は、以下の「コピーにて対応」に○を付け、この書類を添付してください（新たな証明書の提出は不要です）。

【 コピーにて対応 】

■ 準備するもの

- 手続きを行う方の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードの表面など）
- 『保育を必要とする事由（家庭保育できない理由）』を証明する書類（2・3号、新2・3号認定の方）
- 『世帯の状況』を確認する書類（該当する世帯のみ）

■ 準備の方法

手続きを行う端末（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）に、上記書類の『写真データ（撮影したもの）』または『PDFデータ』を事前に保存してください。

※添付するデータは、なるべく短いファイル名に変更をお願いいたします。（例）就労証明書、証書 など

■ 提出書類に関するお問い合わせ先

宜野湾市役所 保育こども園課 入所認定係（市役所 1階9番窓口）

TEL（直通）：098-893-4156（保育施設関連） / 098-893-4649（幼稚園関連）

* 必要書類の詳細については、下記および裏面をご確認ください。*

該当する世帯のみ提出いただく書類	
※証書等の場合、「証書等の名称」、「氏名」、「有効期間」、「発行日」等が確認できる箇所をご準備ください。	
ひとり親世帯	以下の書類のいずれかをご提出ください。 ■ 児童扶養手当証書 ■ 母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証 ■ 年金証書（遺族年金） ■ 保護者本人の戸籍謄本
障害者（児）のいる世帯	以下の書類のいずれかをご提出ください。 ■ 特別児童扶養手当障害認定通知書 ■ 身体障害者手帳 ■ 精神障害者保健福祉手帳 ■ 療育手帳 ■ 児童発達支援にかかる受給者証 ■ 年金証書（障害年金）
里親家庭	以下の書類のいずれかをご提出ください。 ■ 措置決定通知書 ■ 対象児童の「受診券」
米軍人・軍属の方	■ W-2（2025）（「2025.1.1～2025.12.31」の間の収入が確認できるもの） ※期限内にご用意できない方は、保育こども園課までお問い合わせください。
令和8年1月1日時点 国外に在住していた方	■ 「2025.1.1～2025.12.31」の間の収入が確認できるもの ※期限内にご用意できない方は、保育こども園課までお問い合わせください。

※『保育を必要とする事由』の詳細は裏面をご確認ください。

『保育を必要とする事由』の要件および証明する書類について

- 継続認定には、保護者それぞれにおいて以下に該当する『保育を必要とする事由』があることが条件となります。
- 2つの会社で就労している等、『保育を必要とする事由』が複数ある場合は全てに関する証明書を提出してください。
- 原則、**①令和8年4月1日以降に発行されたもの**、かつ、**②現時点で内容に変更がない**場合は、有効な証明書として扱います。
※療養期間が継続中の診断書については、令和8年4月1日より前に発行されたものであっても有効とします。

保育を必要とする事由	必要な書類	保育必要量	要件・留意事項
就労 (会社勤めの方) ※産休・育休中の方も含む	・就労証明書 ※国の標準的な様式 ※保育所や幼稚園等で保育業務に従事する方は以下の証明書類を添付 ①保育士 ②幼稚園教諭 ③子育て支援員 ④地域限定型保育士 ⑤看護師(正准) ⑥保健師 ⑦小学校教諭 ⑧養護教諭	標準時間 ・ 短時間	※月64時間以上かつ月60,000円以上の収入があることが条件です。 この条件を満たさない場合は『求職活動(90日間)』の取扱いとなります。 ※発行日が未記入、記入担当者名が無いものは無効となります。 ※「月間の勤務時間」を記入するようお勤め先にご説明ください。
就労 (自営業等の方) ※法人役員・業務委託・内職等を含む	・就労証明書 ※国の標準的な様式 ・上記に加えて、以下の(1)～(4)に応じた資料を提出 (1) 自営業中心者 ※就労証明書は本人が記載 ①令和8年1月1日時点において市外在住、かつ、令和7年12月31日以前から事業を行っている方 ●確定申告書類(令和7年中の収入申告)の控え ②令和8年1月1日以降に事業を開始した方(以下のいずれかを提出) ●税務署へ提出した開業届の控え ●保健所が発行した営業許可証等の写し (2) 「自営業専従者」または「家族従業者」の方 ※就労証明書は自営業中心者が記載 「自営業中心者」に関する以下の書類のいずれかを提出 ●令和7年分の確定申告書類の控え ●令和8年1月1日以降開業の場合は、「開業届」または「営業許可証」 (3) 法人役員の方 ※就労証明書は本人または担当者が記載 登記事項証明書(登記簿謄本) ※本人以外の担当者(従業員)が就労証明書を作成した場合は不要。 (4) 業務委託・内職 ※就労証明書は本人が記載 業務委託契約書等(契約期間や委託料が確認できるもの)	標準時間 ・ 短時間	※月64時間以上かつ月60,000円以上の収入があることが条件です。 この条件を満たさない場合は『求職活動(90日間)』の取扱いとなります。 ※令和8年1月1日時点において宜野湾市在住、かつ、令和7年12月31日以前から事業を行っている方は、課税台帳により収入確認を行うため就労証明書のみ提出となります。 ただし、 課税情報等が確認できない場合は別途、資料を提出いただく場合がございます ので、予めご了承ください。 ※「月間の勤務時間」を必ずご記入ください。 ※添付資料が無い場合は不備扱いとなります。 ※記入漏れが無いよう、ご注意ください。
妊娠・出産	・親子健康手帳(母子手帳)の以下のページ(A4) ①出産予定日(または出産日)が記載されているページ ②母の氏名が記載されているページ	標準時間	『 <u>出産予定日の3ヶ月前から、出産日より起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日</u> 』の期間に該当する方
疾病・障害	・以下①②のいずれかを提出 ①以下の手帳 ■身体障害者手帳 ■精神障害者保健福祉手帳 ■療育手帳 ②診断書 ※保育こども園課様式	標準時間	※①の手帳の場合、有効期間内であること(発行日は問いません)。 ※②の診断書の場合、『保育に支障がある』旨の内容が記載されていることが条件となります。(認定期間は記載内容により異なります) ※現在の認定に使用された診断書で、かつ療養期間が継続している場合は、令和8年4月1日より前に発行されたものであっても有効とします。
看護・介護	・看護・介護申立書 ※保育こども園課様式 ・上記の申立書に加えて、看護・介護を要する方にかかる以下①～⑤のいずれかを提出 ①診断書 ※保育こども園課様式 ②身体障害者手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 ④療育手帳 ⑤介護保険被保険者証 ※要介護以上	標準時間 ・ 短時間	※看護・介護に月64時間以上を要していることが条件となります。 ※①の診断書の場合、『介助が必要である』旨の内容が記載されていることが条件となります。 ※現在の認定に使用された診断書で、かつ療養期間が継続している場合は、令和8年4月1日より前に発行されたものであっても有効とします。 ※②～⑤の手帳等の場合、有効期間内であることが条件となります。
災害復旧	・罹災証明書	標準時間	※災害復旧にあっている場合にご提出ください。
求職活動	・求職活動状況申立書 ※保育こども園課様式	標準時間	※認定有効期間は認定日から起算して、90日が経過する日の月末までとなります。
就学	・在学証明書 ※学校様式 ・『在学証明書』に加えて、以下①②のいずれかを提出 ①授業日程(時間割)が分かる資料 ②授業(学習)日程申立書(①が提出不可の場合) ※保育こども園課様式	標準時間 ・ 短時間	※就学に要している時間(拘束時間を含む)が月64時間以上であることが条件となります。 ※大学及び高校や1年以上の専門学校、職業訓練校等に通っている方(通信でも可)が対象となります。 自動車学校や塾、習い事教室等は対象となりません。
育児休業	・就労証明書 ※国の標準的な様式	短時間	※育児休業の取得期間が記載されている就労証明書が必要です。 ※育児休業の対象児童(家庭保育をしている児童)が、2歳になる日の月末までの認定となります。 ※新規申込においては、『育児休業』による認定はできません。
みなし育休	・継続利用に関する申立書 ※保育こども園課様式	短時間	※みなし育休にかかる児童(家庭保育をしている児童)が、2歳になる日の月末までの認定となります。 ※新規申込においては、『みなし育休』による認定はできません。
その他	・各世帯の状況に応じた各種申立書	標準時間 ・ 短時間	【対象となる例】 ・父母に代わり、その他の親族が児童を監護(養育)している場合 ・別居中の配偶者の所在が不明で書類を準備できない場合 など

【注意事項】『保育を必要とする事由』に変更がある場合

就労先や就労内容の変更があった場合は新しい就労証明書を提出してください。また、退職等により『保育を必要とする事由』に変更があった際も同様です。正当な理由無く手続きがなされない場合、認定取消となり、在園する認可保育施設は退所(認可外等の場合は利用料が全額自己負担)となります。